

令和4年度図書館利用者懇談会を開催しました

中央区立図書館3館では、図書館利用者懇談会を開催し、利用者の皆さまからご意見・ご要望をいただきました。

京橋図書館

日 時 令和5年2月11日(土・祝) 午後2時～3時30分
場 所 本の森ちゅうおう(京橋図書館)1階多目的ホール
参加者 利用者 15名
主催者 10名【内訳】京橋図書館長、副館長、館長補佐、業務責任者4名、
指定管理者(株)図書館流通センター2名、
図書文化財課長

日本橋図書館

日 時 令和5年2月4日(土) 午後2時～3時30分
場 所 日本橋図書館6階図書館ホール
参加者 利用者 5名
主催者 5名【内訳】日本橋図書館長、館長補佐、業務責任者、
中央区統括館長(京橋図書館長)、
指定管理者(株)図書館流通センター1名

月島図書館

日 時 令和5年2月23日(木・祝) 午後2時～3時30分
場 所 月島区民センター1階会議室
参加者 利用者 12名
主催者 5名【内訳】月島図書館長、館長補佐、中央区統括館長(京橋
図書館長)、指定管理者(株)図書館流通センター1名、
図書文化財課長

各館で頂戴したご意見は以下のとおりです。重複している質問については一部抜粋して
います。なお、図書館では、常時皆さまからのご意見・ご要望をお受けしています

1. 図書館利用について

- 土日の混雑時間帯のみ予約可能な席で区民専用席を導入して欲しい。
⇒京橋図書館の予約可能な一般学習室を予約システム上で区内と区外を区別すること、時間帯によって設定するなど、システムの変更が伴うため、現時点では導入は難しいと考えています。また、自由に利用できる閲覧席を区内外で設定することは、運用管理面で難しいと考えています。
- 日本橋図書館にパソコンスペースがあると嬉しい。
⇒日本橋図書館では7階窓際にパソコンが利用できる席が15席あります。利用には座席予約が必要です。予約方法などはスタッフにお尋ねください。
- 京橋図書館の窓口の従事者は着座で従事することで良いのではないかと。
⇒京橋図書館では業務内容に応じて立って又は着席して対応していますが、メインカウンターは業務の特性とご利用者の利便性も考慮して立っての対応としています。
- 保護者が子供に読み聞かせをするのは2階フロアではなく、別の場所でやってほしい。
⇒京橋図書館では2階のおはなしのへやでの読み聞かせを推奨しておりますが、2階の児童フロアでも読み聞かせを認めています。子どもへの読み聞かせの場の提供は図書館の重要なサービスと考えています。話し声が気になる方は他のフロアのご利用をお願いします。
- 月島図書館内に乳幼児を遊ばせるスペースや、おむつ替え、授乳スペースがあると利用しやすい。
⇒月島図書館では、スペースの都合上設置は困難です。授乳スペースは、同じ建物の1階の月島区民センターに設置されています。
- 子ども向けに配布している図書貸出用袋を掲示等で周知してもらえると申し込みやすい。
⇒図書貸出用袋は小学生までの児童が図書館の新規利用登録をした場合に、配布しているため、お知らせしてはいませんでした。改めて周知方法を検討いたします。
- 京橋図書館の3階学習室を使っていると、外の利用者の声がうるさい。注意して欲しい。
⇒巡回で静かな利用を促すなど声掛けを強化します。
- 図書館ホームページを見やすくしてほしい。
⇒見やすい、わかりやすい図書館ホームページとする工夫を行っていますが、システ

ムの修正が必要な部分については今後の検討課題とします。

- たとえば平日・土曜日の開館時間が 21 時までになったことなど図書館のサービスについての情報がまだ浸透していないと感じる。高齢者をはじめとして図書館をあまり利用していない人たちから、SNS や紙媒体等の手段で「なぜ図書館を利用しないのか」という情報を集めてはどうか。
⇒図書館サービスについての情報発信は、工夫の余地があると認識しています。また情報収集の方法として、高齢者施設などで利用者アンケートを実施するなど、広くご意見を集める方法を検討します。
- 昨年転勤してきたが、利用者懇談会に参加することで、会に参加されている皆様のお話を参考に本との付き合い方を拝見させていただきたい。
⇒懇談会の他にも、様々なイベントで関連資料を展示しています。また日本橋図書館 7 階の展示コーナーや児童フロアを中心に実施している資料展示では、地域の紹介や社会的関心の高い SDG s の展示など、興味の幅を広げていただく機会を提供することを目的としており、資料の貸出も増えています。ぜひご覧いただき、イベントにもご参加ください。
- 職員に尋ねなくても、図書館利用の際に使えるサービスがわかるようになってほしい。
⇒開館時間の変更や電子書籍等、図書館のサービスについてさらに周知が必要と考えており、わかりやすい利用のご案内に努めます。
- 他県より引っ越してきたが、自動貸出は初めて見たシステムだったため感激したし、予約資料も回ってくるスピードが速い。また、今まで利用していた図書館とは書架の並べ方も違って、それを楽しんでいる。日本橋地域の資料等を読み、東京を勉強しているので、これからもよろしくお願ひしたいというご意見を頂きました。
- 日頃月島図書館を利用しているのはどういう人が多いか。
⇒昨年度のアンケートの結果では、月島図書館の場合は利用者の 9 割が中央区民、さらにその 9 割が月島地域にお住まいの方です。年齢層では 40 代が最も多く、小さなお子様を連れてご利用いただく方も多く見受けられます。続いて 50 代、70 代が多く利用しています。
- 月島図書館の駐輪場が狭く使いにくい、もっとスペースを増やすことはできないか。
⇒中央区の関係部署とも相談しておりますが、月島区民センターの敷地の中で駐輪場を増やすことは難しい状況です。

- 図書館の本は基本的に日本十進分類法に沿って並べられていると理解しているが、分野によっては内容の関連性を考慮して並べたほうが本を探しやすかったり、類似本への興味をひきやすかったりするメリットがある（たとえば医療関係の本など）。月島図書館としての本の配置をもっと工夫すれば利用しやすくなるのではないか。
⇒月島図書館では暮らしの本のコーナーに料理の本を集めたり、児童向けに恐竜の本をまとめて背表紙にシールを貼ったりするなどの工夫を凝らした書架があります。今後ご意見を参考にして、より利用しやすい書架づくりを進めます。

2. 本の貸出・検索・返却について

- 貸出期間を2週間から3週間に延長したらどうか。
⇒貸出期間延長については、現在の貸出期間で予約資料をお待ちの方もおられますので、待つ期間が長くなるなど多くの利用者にとってデメリットもあるため、現時点で貸出期間を延長する予定はありません。
- 月島図書館で借りられる本はどういったものが人気か。
⇒月島図書館では一般書の貸出数の統計では、文学が多く2割近くを占めます。その他社会科学（法律、政治、経済）や暮らしの本（料理、裁縫）が多くなっています。
- 借りた本を貸出期間終了後も返さないで延滞する人の比率を知りたい。
⇒おおよそですが、延滞する人は全体の約20%、1週間延滞では約10%、2週間延滞では約5%、4週間延滞で貸出停止となる方もおられます。
- 返却場所、受取場所などを増やしてほしい。
⇒佃にあるシニアセンターでは、65歳以上の方と障害者の方が対象の貸出・返却が受けられるサービスがあります（ブックポストはシニアセンター開館時のみの利用です）。ブックポストを駅や区民館に置いてほしいという要望は承知していますが、回収等を行う費用の関係もあり、実現は難しい状況です。なお、京橋図書館が本の森ちゅうおうに移転した後も、区役所別館のブックポストは閉鎖していませんので、実質1箇所増えたことになります。
- 郵送貸出の実績を見ると、京橋図書館のみだが、京橋図書館でしか実施していないのか、また郵送費は図書館運営費で賄っているのか。
⇒郵送貸出の業務は、京橋図書館にて一括で行っています。3館共通のサービスですが、業務は京橋図書館で行っているとご理解ください。郵送費は、自治体から指定管理料の

一部として拠出していただき、指定管理者が支払っています。郵送貸出は障害者サービスの一環で、来館が困難であることを証明していただくとともに区の承認も必要です。

3. 本の購入等について

- 図書館での選書・資料購入の基準を知りたい。
⇒利用者ニーズと中央区の選定基準、さらに各図書館の地域特性や役割を踏まえて、図書館ごとに選定します。その選定内容を中央区職員も参加する 3 館合同選定会議にて評価し、各図書館で調整した後、中央区での決定を受け購入しています。なお、リクエストや利用者アンケートなど皆さまのご要望も選書の参考にしています。
- 選書について各図書館の地域特性を踏まえて選ばれるという話があったが、どういった特性によって選ばれているのか。
⇒例えば月島図書館の場合のご家族でのご利用が多いため暮らしの本を充実させ、月島地域にまつわる本を収集しています。なお、3 館の間で本を巡回させていますのでいずれの図書館の図書も予約が可能です。
- 新刊や新しい資料を常に置くという基準はどのように決めているのか。
⇒新刊資料や新しく購入した資料は、できる限り目に触れていただくよう新刊棚等に 1 カ月間配架しています。ただしスペースの制限から購入冊数すべてを新刊棚に配架できるわけではありませんので、ブックトラックに配架する等の工夫を行っています。また新刊棚は新しく所蔵した資料を皆さまのお目に届ける目的で設けていますので、必ずしも新刊ではありません。正確には「新しく図書館に所蔵した資料」ということです。
- 洋書絵本を増やしてほしい。大人・中高生向きの洋書は増えているようだが、洋書絵本が少なくて困っている。
⇒洋書絵本についても購入を進めていきます。
- 文庫本コーナーを増やす予定はありませんか。文庫本、How to 系の本を増やしてほしい。
⇒文庫本は劣化が激しく、ハードカバーの所蔵を優先していますが、ご要望も多いため、必要に応じて文庫本を購入しております。日本橋図書館では令和 3 年度の文庫コーナーの所蔵数は 6,600 冊程度でしたが、令和 4 年 1 月末時点では 7,300 冊程度にまで増やしています。How to 本に関しましては、区内地域館としての基準に則り、初心者から上級者までを対象に幅広くご利用いただけるようにしています。

- CDの種類と数量が増えると嬉しい。
⇒各図書館で選定した資料を、年間500枚程度を購入しています。可能な限り幅広いジャンルを提供できるようにしています。
- ビジネス書の数が増えると嬉しい。
⇒日本橋図書館においては多くいただくご要望です。ビジネス街に隣接する地域にある図書館としてビジネスコーナーを設置し、多岐にわたる資料の所蔵を心掛けております。今後も関連本の増加に努めてまいります。
- 人気作の新刊を入れてもらおうとありがたい。
⇒今後も新刊をはじめ資料の充実を図ってまいります。人気の本は予約が多く入るため貸出までに時間がかかりますが、リクエストや予約数から都度検討し、各図書館で同一タイトル本を最大5冊まで購入しています。
- 懇談会の配布資料に何らかの理由で紛失した資料の数、できれば紛失した理由も挙げてもらえるか。
⇒現時点ではそのような集計はしておりませんので、検討にお時間をください。なお、紛失や不明になった資料は一定期間経過した後、可能な限り同じ本を購入するようにしています。
- 懇談会配布資料で資料の購入数を提示するなら、寄贈数と実際に受入した数を明らかにしてもよいのではないか。
⇒京橋図書館で寄贈受入した資料数は、1月末時点で図書989冊、CD16点、DVD4点です。寄贈数のカウントは受け入れた冊数のみとなっていますので、申し訳ありませんが、寄贈総数の提示はできません。なお、今後のホームページ等への掲載、来年度懇談会資料への掲載は今後の検討課題とさせていただきます。
- 資料費が年々減っていると聞いているが、日本橋図書館ではどうなのか。また、中央区の図書館3館ともだと思いが、選書の基準にマンガは入れていないのか。手塚治虫の作品や「はだしのゲン」はあるようだが、通常のマンガは選書の基準に入っていないか。
⇒資料費の予算については、数年変更なく、特に減っているということはありません。中央区の選書基準に基づいて選書・除籍を進めていますが、マンガは図書館全体でも、購入については議論が分かれるところです。中央区につきましては、手塚治虫等や有名な賞を取ったようなマンガの購入は一部進めています。また日本橋など区内の地域に関係するようなマンガについては、地域資料として購入しています。ただ、一般的なマ

マンガにつきましては、何巻まで出るのか見通しが見つからない、劣化が激しい、劣化した資料を買い替えることがなかなかできない等の理由から、マンガの購入はしていないというのが現状です。一般的な資料は、所蔵していない場合、他区から貸借して利用者に提供するというサービスを行っていますが、マンガについては所蔵している自治体が少ない、あるいは所蔵していても貸借対象外の自治体もあり、なかなか提供に結びつかないというのが現状です。

- 資料費の具体的な数字は出ないのか。
⇒日本橋図書館は図書：1,450 万円、CD：100 万円です。3 館別々に予算がついており、京橋図書館は新館ということもあって、今年度は図書として 3,860 万円の資料費となっています。

4. 予約について

- 予約した本が回ってくるのに時間がかかるので、予約可能冊数を増やせないか。
⇒予約可能冊数を増やした場合、逆に本の回転が悪くなり貸出までの時間が長くなる恐れもあります。人気のある本については、リクエストや予約数から都度検討し、各図書館で同一タイトル本を最大 5 冊まで購入をしています。しかしながら、予約状況によっては提供までにお時間をいただく場合があります。
- 予約可能冊数を増やすデメリットがあるのは理解できるが、一方で予約が多数つく本で 10 冊の枠が埋まってしまうと、待っている間にすぐに読みたい本があっても予約できなくなることがあるので考慮してほしい。
⇒今後の検討課題とさせていただきます。
- リクエストをオンラインでできるようにならないか。
⇒リクエストはカウンターで書名等を確認させていただくなど聞取りが必要になる場合が多いことから、現時点ではオンラインでのリクエストを受付しておりません。お手数ですが、各図書館のカウンターにて手続きしてください。

5. 利用者懇談会について

- 利用者懇談会は定期開催なのか。参加者を選ぶ基準はあるのか。
⇒新型コロナの影響でこの 2 年間は開催できませんでしたが、従来は年 1 回この時期に開催しています。参加者の選出方法は、直近 2 年間の登録者で、登録時に図書館からの案内状送付にご同意いただき、中央区在住、直近で利用のある方を 3 館の地域性も

考慮して抽出しています。今回は 100 人から 150 人程度の方を抽出して案内状を送付しました。

- 指定管理者ではなく、中央区の図書館全体を管轄する人は京橋図書館の利用者懇談会に何人来ているのか。今後は指定管理者中心でやるのか。
⇒利用者懇談会は図書館の運営を預かる指定管理者として京橋図書館の運営・サービスに関するご意見、ご要望をいただく趣旨で開催していますので、中央区からはオブザーバーとして図書文化財課長が参加しています。なお、本日の議事については、中央区に共有します。

6. 図書館イベント・サービスについて

- テーマを決めた読書会をやってほしい。
⇒今後検討してまいります。
- ビジネスマン向けのイベントがあるとよい。
⇒京橋図書館は本の森ちゅうおうに移り、働く方のご利用も増えていますので、今後はビジネスマン向けのイベントについても検討していきます。
- 月島図書館で知的交流の場として働く世代を対象にしたイベント等があれば良いと思う。
⇒これまで月島図書館では児童向けのイベントが多かったのですが、今後も各世代に向けたイベントを充実させたいと考えています。具体的に参加してみたいイベントの希望があればご意見をお寄せください。
- 京橋図書館でレファレンスカウンターの使い方イベントなどを実施してはどうか。
⇒イベントまでは考えていませんが、レファレンスの成果でもあるパスファインダーを掲示/配布することで、レファレンスカウンターの存在をアピールしてまいります。
- 懇談会資料掲載の開催イベントを見たが、親子向けが多い。利用者の区分を把握して、計画しているのか。
⇒2月5日まで実施していた利用者アンケートの利用者プロフィールを見ても、京橋図書館は様々な年齢層の方々が隔たりなくご利用いただいているのがわかります。確かに今までは児童向けのイベントが多かったのは事実ですが、これからはあらゆる年齢層に対応できるように、例えば、働く大人、高齢者の皆さまにも喜んでいただけるようなイベントを企画してまいります。

- しばらく図書館からも、本を読むことから遠ざかっていたが、子育てが落ち着きゆっくり利用できるようになった。開催している講座は、決まったものを定期的に行っているのか、リクエストがあったものを開催しているのか。今回の子ども向け講座「お年玉どう使う？株式のしくみ」のイベントは、子ども対象だが、図書館に来るきっかけにもなるので、大学生や大人も参加させていただきたいと思った。
⇒子ども向け講座「お年玉どう使う？株式のしくみ」のイベントは日本橋に本社を置く証券会社の小学生向け出張授業「まなぼう教室」のプログラムを図書館で開催したイベントです。地元企業ということもあり、今後も連携させていただきたいと考えています。現在子どもに対する金融の授業が盛んになっており、金融の街日本橋ということもあって、お年玉の時期に子どもを対象に開催しました。今回は保護者の参加も多かったため、共催者には大人の講座も開催したいと伝えております。なお、イベントにつきましては、クリスマス子ども会や夏休み子ども会等、定期的に必ず毎年開催しているイベントと、その都度各館で工夫した新たな事業も毎年企画しております。区のお知らせや図書館ホームページで広報いたしますので、ぜひご参加ください。
- 子ども向けの講座はたくさんあるが、大人向けの講座を増やしてほしい。
⇒昨年度は新型コロナの影響で、子ども向け・大人向けのイベントが何度か中止になりました。今年度は参加者を絞ってイベントを再開しましたが、参加者も徐々に増やしています。コンサートにつきましては、アンケートの希望に沿って開催したイベントです。また、地域と協力させていただき大人向けのイベントも増やしていきたいと考えています。大学生は図書館から離れてしまう年代でもありますが、大学生にも喜んでいただけるようなイベントを考えていきます。皆さまのお知恵をいただければと思いますので、アンケートなどでご意見をお寄せください。
- 子連れで参加できるイベントが色々あるとうれしい。
⇒京橋図書館では0～2歳向けおはなし会を毎週土曜日午前中に、3歳以上向けおはなし会を毎週火曜日と土曜日の午後に定期的に行っています。その他、スペシャル行事として子ども読書の日記念おはなし会、夏休み子ども会、親子で楽しむ絵本講演会、クリスマス子ども会、ぬいぐるみおとまり会を実施しています。その他にもお子さんと楽しめるイベントを企画してまいります。
- 司書の方のおすすめなどの情報が欲しい。
⇒日本橋図書館では7階にて2ヶ月ごとに展示を入れ替えしており、テーマに合わせた資料の紹介を行っています。また児童フロアでも展示を実施しています。さらに、図書館ホームページでも「おすすめの本」を紹介していますのでぜひご覧ください。

- 利用者懇談会で配布された資料には図書館の統計データなどが開示されていて、月島図書館では過去の懇談会資料を閲覧・貸出ができるようになっている。京橋図書館、日本橋図書館では行っていないようだが、月島図書館が利用者懇談会の資料を保存し公開することを担当しているのであれば今後も継続してほしい。
⇒今後の懇談会資料の開示につきましては3館で検討してまいります。

7. 電子書籍貸出サービスについて

- 電子図書館を導入してほしい。
⇒令和4年9月より、中央区電子書籍貸出サービスを開始しております。区内在住・在勤・在学の方が利用対象となります。より多くの方に認知いただけるよう、今後も広報などに努めてまいります。各図書館で利用登録できますので、ぜひご利用ください。現在、約1万点のコンテンツを所蔵しています。
- 電子書籍貸出サービスはまだ始まったばかりということもあるが、利用者が少ないと感じる。ホームページから別のIDとパスワードで入らなくてはならず、利便性が悪いのでアクセスしないうちにパスワードも忘れてしまった。システムの都合上仕方がないのかもしれないが、もう少し使いやすくする工夫があれば良い。
⇒現在のシステムでは2つのIDを使い分ける必要があります。パスワードについては再発行ができますので図書館カウンターにお越しください。
- 電子書籍貸出サービスの登録方法や利用方法を知りたいが、どこで周知しているのか。ホームページを見てもわからないので、改善してほしい。
⇒館内にポスターを掲示していますが、周知不足で申し訳ありません。ホームページがわかりにくいと他の方からもご意見をいただいておりますので、改善してまいります。
- 電子書籍の利用数が増えていないように感じる。コンテンツの充実を望む。
⇒図書館の電子書籍については無料提供ということで、有料のウェブサイトと同じようにコンテンツを増やすことは難しいのが現状ですが、今後も魅力的な資料を増やしていくよう努力してまいります。
- 資料の電子化、資料の配送について
⇒資料の電子化については、昨年9月より中央区電子書籍貸出サービスを開始しており、また中央区地域の歴史・文化に関する写真をアーカイブ化しホームページから閲覧できるようにしています。今後も地域資料に関してはアーカイブ化し、来館されなくて

も閲覧できるような非来館者サービスを検討してまいります。

資料の配送については、障害者サービスの一環として、中央区にお住まいで、下肢・体幹障害2級以上、心臓・肝臓・呼吸器障害3級以上で身体障害者手帳を有する方、もしくはその他身体が不自由なため郵送貸出以外の方法で図書館サービスを受けることが困難な方が区に申請し、認められた方に対し行っています。それ以外の方には、郵送費の関係や利用者カードの確認等に課題があるため現在は行っていません。

8. 本の森ちゅうおうについて

- 混雑状況がリアルタイムで確認できる仕組みがほしい。
⇒リアルタイムで混雑状況を把握する仕組みがなく、またそれをお伝えするシステムもありませんので、実現は難しいことをご理解ください。
- 入館チェックをどのように考えているか。不審者による事件が場所を問わず発生している。図書館利用カード等でチェックするなどしてもよいのではないか。
⇒公共図書館という誰でも利用できる施設の性質上、実際に危険物を所有、飲酒している、喫煙しているなどのケース以外で、入館をチェックすることは難しいことをご理解ください。万が一、危険を感じた場合は、スタッフに申し出てください。私たちが状況を把握して、ご質問するなど対応いたします。
- 京橋図書館のラウンジでの匂いの強い食品はやめてほしい。
⇒施設の構造上、少し匂いが漏れることは認識しています。入り口のドアを閉める、匂いにも留意したメニューにするなどの工夫を行ってまいります
- 京橋図書館の学習室の引き戸を自動にしてほしい。
⇒自動ドアは開閉音がある上に常に全開閉します。また、入退室が学習室内の利用者の邪魔になることも考えられます。自動ドアの利点もあるかと思いますが、それらを考慮してスライド式ドアとしました。
- 京橋図書館内に電話専用の小部屋があり利用していたが、室内のテーブルが撤去された。パソコンを使用しながら電話することがあるので、テーブルがあると助かる。
⇒長時間、パソコンで仕事をしながら通話する方に対し、他の利用者から長時間使われる方がいて利用できないというご意見があり、撤去することにしました。
- 京橋図書館は明るく、ゆったりとしたスペースで使いやすいです。Café の子ども向けメニューが増えるとなお嬉しいです。

⇒ありがとうございます。皆さまからのご要望は Café 事業者に共有し、メニュー追加を検討してまいります。(京橋図書館)

- 京橋図書館のカフェを利用したが、カウンター上に洋書が並んでいた。貸出できるか聞いたところ、同じものが図書館にあると回答された。同じ本を 2 冊購入するというのは、納税者の立場からすると無駄だと思う。

⇒カフェの展示本は実際にお借りしたいというご要望に応えるために、図書館資料の複本を置いています。ただし、半年に 1 回入れ替え、入れ替え後は区内の他の図書館へ移管するなど、資料として無駄にすることなく活用します。また、資料状態が悪ければ、悪い方の資料を除籍して状態が良い資料を所蔵します。

- 初めて来館するにあたって、場所を確認するために Google Map で検索したが、「京橋図書館」では検索できず、「本の森ちゅうおう」でしか検索できなかった。「京橋図書館」でも検索できるように、手配してほしい。

⇒ご不便をおかけして申し訳ありません。そのように手配いたします。

- 本の森ちゅうおうを一番利用しており、そのイベント等にも参加していますが大変良かったと思う。以前は図書館からの情報発信が弱かったというイメージを持っていたが良くなってきたと感じている。今まで以上にイベント企画と情報発信を充実させてほしい。

⇒様々なご利用者のニーズを鑑みながら、各種イベントを開催してまいります。また、情報発信につきましても、館内展示やサインージ、ポスター掲示、図書館ホームページなどを介して活発に実施してまいります。また、郷土資料館と地域資料を融合させた様々なイベントを通じて中央区の良さを情報発信していきたいと考えております。

- 先日、本の森ちゅうおうのスタッフに居留地（築地居留地）のことを聞いたら知らない方がいて大変残念に思った。TRC のイベントとして居留地巡りなどを実施してはどうか。

⇒居留地巡りや文化財巡りは郷土資料館でも実施しています。

- 本の森ちゅうおうで所蔵していた 16mm フィルムを大量に廃棄し、それらには中央区の地域の資料も含まれていたと聞いている。

⇒廃棄した 16mm フィルムは直接中央区とは関係のないもので、中央区に関係のあるもの、未だ投影できるものなどは引き続き保存しています。

- 残された 16mm でイベントを開くと良いのではないか。

⇒映写機なども老朽化しているのでデジタルアーカイブ化して残すことを検討しております。資料が多いためデジタル化には時間がかかる見込みですが、アーカイブ化が終了しましたら、上映会を企画いたします。

- 京橋図書館には、未整理で段ボールに入ったままの地域資料が大量にあると聞いている。これの対処は指定管理者の司書がやるのか、それとも区の職員の司書がやるのか。
⇒過去に寄贈を受けた資料の中に、書架のスペースの都合もあって、まだ箱に入っているものもありますが、これらを所蔵する、しないについては、中央区職員と司書、指定管理者が協議して判断します。なお、本件の作業は指定管理者が実施します。

- 地域資料を所蔵する・しないは重要なことと考えるが、その判断は司書が行うということで間違いないか。
⇒現場の運営は区の職員の協力を得て指定管理者が行っていますが、所蔵の判断は必ず区の決裁を経て実施します。

9. 指定管理者制度について

- 区立図書館では司書の資格を持っている人は、どれくらいいるのか。
⇒本日の出席者は、全員持っております。日本橋図書館では、司書率 73%となっております。
指定管理者の募集時に、区より司書率 60%以上というご指定をいただいております、3 館ともに 60%以上の司書資格取得者を配置しています。
- 京橋図書館の従業員数と司書率、指定管理者である TRC の会社説明で提示された受託館数だけでなく、各自治体の中央館をどの程度請け負っているのか答えてほしい。
⇒京橋図書館のスタッフ数 52 名で、そのうち 38 名が司書です。司書率は中央区の要求水準である 60%を超えています。TRC は全国 563 館の運営に携わっていますが、そのうち、指定管理で受託しているのは 412 館です。全国の中央館で私共が指定管理者として運営しているのは 110 館です。
- 今回指定管理者制度に移行するにあたり、区民への説明が十分ではなかった。指定管理者制度では民間に運営を任せるということで機密事項が増えるのではないかと思うが、公共的な部分についてはこれまで通り情報を公開し、質問などにもしっかり答えていただきたい。
⇒図書館は区の公の施設ですので、指定管理者になりましてもこれまでと同じように区政情報開示請求の対象となります。

- 指定管理者制度と直営との違い、指定管理者と中央区の行政との関係を教えてほしい。
⇒自治体が図書館に関わらず民間の活力を運営に活かしていきたいということで、1つは今仰っていただいた指定管理者、もう1つは業務委託、この制度の元に民間企業の従業員を当該施設に配置して施設の運営にあたっています。業務委託の場合は、自治体の職員もいて、自治体の仕様に従って仕事をしています。私共は2017年から中央区で業務委託をしており、2021年度から指定管理者になりました。指定管理者制度の場合は、図書館の運営に従事している従業員はその企業の従業員です。たとえば選書やレファレンス、カウンターでの案内等、図書館現場での実際の業務はすべて指定管理者で行っていますが、どういう本を買うか、どういう本を除籍するか等の決定や、利用者サービスの修正や追加、ホームページや本日配布した資料等の内容については、中央区の決裁を経てから実施しています。指定管理者制度になったとしても意思決定のスキームは、基本的には直営時代と変わりません。指定管理者が実施することについては、すべて中央区の了解を得て行っていると申し上げてよろしいかと思えます。
- カウンター等で意見しても、指定管理者ではわからないと言われることがある。中央区へ直接意見を伝えることはできないのか。
⇒申し訳ございません。ご意見・ご質問の中で指定管理者では返答できない場合は、そう受け取られても致し方ない返答をすることもあるかと存じます。しかしながら、頂戴したご意見は中央区に共有しておりますのでご了承ください。
- 私は中央区の出身で地域に愛着を持っているが、地域のアイデンティティを守る上で指定管理者制度は必要ないのではないかと思っている。どのように指定管理者を決めたのか入札の状況を教えてほしい。
⇒指定管理者を決めるにあたっては公募を実施し、応募してきた業者の中から選定委員会において候補者を選び、最終的に議会で決定いたしました。
- 懇談会が始まる前に、地域資料室を訪れ、指定管理者制度導入前に聞いたことのある質問をしたが回答が出てこない。専門職員を配置すると聞いたが、今日は休みだと言われた。地域資料室担当者は築地川がどこに流れているのかを聞いたが知らない、佃波除神社の質問をしたが、名前は聞いたことがあると答えられた。また、地域資料室の運営はTRCでは無理だと言われた。説明してほしい。
⇒TRCでは運営できないという意味ではなく、長年の経験を持つ地域資料室の職員のレベルには至っていないという意味合いで申し上げました。今後も研鑽を積み、努力していくとお話ししたつもりです。指定管理者だけでは回答の難しいレファレンスに関しては、中央区職員に相談して、後日お答えするようにしています。なお、レファレン

ス履歴や地域資料室蔵書を読み込むなど、日々研鑽に励んでいます。

⇒職員の経験や技量は大切ですが、区の職員は異動があり、専門職についても1年毎の契約更新が必要です。個人の技量に頼ってはいはサービスの継続性が担保できません。これまで長年地域資料を担当した職員もいましたが、これからは組織力で対応すべきと考え、指定管理者制度を導入しました。また、中央区として地域資料に詳しい職員を配置して、指定管理者の地域資料室運営を支援していきます。

⇒指定管理者としては、指定管理者制度開始以前の令和3年度から要員を配置し、引継や研修、研鑽に取り組んでいます。また、地域資料室担当者を増員するなど配置に余裕を持たせて、過去のレファレンス履歴の把握や地域資料室蔵書の読み込み、自己研鑽の時間を確保しています。

- 地域資料室を長年利用している。以前は地域資料室で相談すると、資料に精通した人がぴったりの資料を提供してくれた。他の図書館にはない機能であり、首都圏のマスコミが数多く利用し、テレビの街歩きの番組では資料提供：京橋図書館とあり、社会的な役割を果たしてきた図書館であることがわかる。それなのに指定管理者制度開始と同時に地域資料室の機能が低下していると言わざるを得ない。懇談会資料では「令和3年度より従業員を配置して研修を実施しました」と過去形で書かれている。先程、中央区職員が個人の技量に頼らず組織力で対応といったが、研鑽を積んだ個人の技量は大切なことではないか。大切な地域資料をどのように引き継ぐのか、地域の知識をどのように引き継いでいくのか説明してほしい。

⇒令和3年度中は中央区職員から、レファレンス記録などを拝見させていただき、また、所蔵資料なども説明していただきましたが、あくまで指定管理者制度開始前の準備段階という意味です。従いまして、これですべての引継ぎが完了というわけではなく、令和4年度になってからも、日々のレファレンスで受けたご質問についてわからないことがあれば中央区職員に支援を依頼するなど、地域資料室担当者の技量向上にも努めています。また、資料の保存についても、どのように保管するのが適正であるかについても相談しています。

- 月島図書館も歴史が長く貴重な資料を所蔵しているということですが、指定管理者は5年で入れ替わる可能性があり、選書、地域資料の管理、レファレンスといった図書館の根幹になる部分は行政の方で司書を置いて責任を持って継承していただく必要があると認識している。

⇒これまで通り選書などは区がしっかり管理してまいります。

- 指定管理者の従業員は1年契約と聞いているが、1年で交代してしまうと利用者は知識難民、資料難民になってしまう。指定管理者の雇用契約期間について後日回答いただき

たい。

⇒確かに雇用開始の段階は1年毎の有期雇用契約となっていますが、5年経過後は無期雇用に変換することが可能です。また、昇格すると5年を待たず無期雇用に変換します。地域資料室に関わらず、図書館には選書やレファレンスなど一定レベルに達するのにある程度の経験が必要な業務があり、質の高い図書館サービスを提供するため、指定管理者としては継続雇用を原則としています。

- 指定管理者が変わったことで、今まで図書館に本を収めていた地域の小さな本屋がなくなっていくのではないかという話がある。

⇒本の購入はこれまで全体の6割程度は東京都書店商業組合中央支部から購入しておりました。こちらは指定管理者になっても変わらず、地域の書店が加盟している書店組合から購入しています。

⇒令和4年度も、東京都書店商業組合中央支部から購入しています。令和5年度につきましても、本年度同様です。

- 今後図書館法第14条にある図書館協議会を設置して運営することは考えていないか。指定管理者が図書館協議会を運営しているところはあるか。

⇒図書館法では、図書館協議会の委員は当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命するとされており、また、図書館協議会の設置、委員の任命の基準、定数および任期その他図書館協議会に必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めるとされています。従いまして、図書館協議会を設置する、設置しないは自治体側の判断になると思われまます。指定管理者と致しましては、利用者懇談会や利用者アンケート、日頃のカウンター等で皆さまからのご意見・ご要望をお聞きして図書館運営に反映していきます。

10. 晴海図書館について

- 晴海に新しい図書館ができたなら、月島図書館の本を分けて晴海に移すのか。

⇒晴海の図書館は来年オープンしますが、月島図書館とは別に新たに本を購入する予定です。

中央区立図書館